



本庁 市民課 ☎ 0986-76-8805 大隅支所 地域振興課 ☎ 099-482-5923
財部支所 地域振興課 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが対応します)

障害年金請求について

障害の程度や保険料の納付状況など一定の要件を満たすと、障害基礎年金を受給することができます。受給するには次の3つの要件をすべて満たしていることが必要です。

①初診日において下記のアまたはイに該当すること

ア：被保険者であること

イ：被保険者だった方で、国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること

②初診日から1年6ヵ月を経過した日(障害認定日)、または65歳に達するまでに、一定の障害状態にあること

③初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに一定期間の保険料納付済(免除)期間があること

※審査により該当しないと判定された場合は不支給となります。

鹿屋年金事務所による年金相談

6月10日(水) 時間：午前10時～午後3時 場所：末吉本庁3階 委員会室

相談は無料ですが予約が必要です。(予約先：末吉本庁国民年金係 ☎ 0986-76-8805) 定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、年金請求の相談が優先となります。

※新型コロナウイルスの流行により中止になる場合があります。



◎納税相談とは

納期どおりの納付が難しい方、既に滞納税がある方などを対象に、収入や支出、生活状況などをお伺いしながら、税務課職員と一緒に納税計画(分割納付)を立てていくものです。納期限までの納付が困難な方は、是非、税務課で納税相談を受けてください。税務課の職員がいつでも対応します。

◎納付は納期限までに
税務課では、個人住民税(市県民税)、法人市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、

納税相談へお越しく下さい
税務課 ☎ 0986・76・8804

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付をお願いしています。税や保険料にはそれぞれ納期限が定められていますので納期限までの納付をお願いします。

【夜間相談】 6月24日(水)
午後5時30分～午後8時

【休日相談】 6月28日(日)
午前8時30分～正午まで

【場所】 市役所本庁 税務課 (⑬番窓口)

※大隅・財部支所では行っていません。
※収入や支出をお聞きすることがあります。
※印鑑を持参してお越しく下さい。



問い合わせ先
消費生活センター
☎ 0986-76-8823

今月の相談

「ボイラーの法定点検で回っている」と業者が突然訪問してきた。経済産業省と書かれたチラシを渡され、受けなければいけないと思い承諾すると「水漏れしている。このままでは火災になる」と言われ怖くなりその場で修理を依頼した。2万円支払ったが、後で確認すると直っていなかった。業者から渡された書類には修理ではなくメンテナンスと部品の分解掃除と書かれていた。地元の専門業者に確認すると、法定点検は事前にメーカーから通知があり、業者が突然訪問してくることはないと言われた。



ボイラー点検商法のトラブル

◎ ボイラーの法定点検だと言って業者が訪問してきたので応じたところ、実際には法定点検ではなく、別の契約をさせられたという相談が寄せられています。

◎ 突然訪問してくる知らない業者との契約は十分注意しましょう。不安になるようなことを言われてもその場ですぐ契約せず、まずは購入した店やメーカーに問い合わせましょう。

◎ 訪問販売で契約した場合、契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフできます。クーリング・オフは書面で行う必要があります。

困ったときは早めに消費生活センターまでご相談ください。

曾於市消費生活弁護士相談会のお知らせ
日時…7月15日(水)午前10時～正午
場所…市役所本庁 1階 会議室
相談時間…1人30分
※相談無料。事前申込が必要です。

生え変わりの時期ではないのに

5 ～6歳になると乳歯から永久歯に生えかわりますが、転んだりぶついたりした時も歯が抜けることがあります。歯並びやあごの発育、言語の獲得にも影響を及ぼすことがあるので、放置せず必ず歯科医に診てもらいましょう。

また、歯のけがなどの理由もなく早い時期(1～4歳)に乳歯が抜けてしまったら、骨の成長を妨げる病気 **低ホスファターゼ症** かもしれません。低ホスファターゼ症とは、骨を強くする働きのある酵素が足りないために起こる病気で、成長・発達に関わる症状や日常動作に関わる症状があります。この病気には、歯科の特徴的な症状があります。

- 抜けた歯の根っこが長い
 - 4歳未満で乳歯が抜けた、またはグラグラして抜けそう
 - 同じ時期に次々と乳歯が抜けた など
- 理由もなく乳歯が早い時期に抜けてしまったら、まず小児歯科に抜けた歯を持って受診しましょう。小児歯科で詳しい検査をし、さらに疑わしい場合は小児科での検査になります。

お子さんの成長発育に関わる病気に早く気づくためにも仕上げみがきの時に指でふれてグラグラしないか確認しましょう。

問い合わせ先 保健課 ☎ 0986-76-8806

